ｉ　項番７「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

［ｊ～ｚ　略］

［（第七面）～（第九面）　略］

（第十面）

（単位：百万円）

ＣＣＲ１：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		再構築コスト	アドオン	実効ＥＰＥ	規制上のエクスポージャーの算定に使用されるα	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1	ＳＡ－ＣＣＲ				1.4		
［項を削る。］							
［略］							

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　項番１「ＳＡ－ＣＣＲ」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二の規定によりＳＡ－ＣＣＲを用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十六条の二第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十六条の二第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

ｂ　平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号附則第六条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番１と項番２との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十六条の二第二項各号に掲げる額を、ロ欄については平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十六条の二第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

［ｃ～ｆ　略］

ｉ　項番７「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

［ｊ～ｚ　同左］

［（第七面）～（第九面）　同左］

（第十面）

（単位：百万円）

ＣＣＲ１：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		再構築コスト	アドオン	実効ＥＰＥ	規制上のエクスポージャーの算定に使用されるα	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1－1	カレント・エクスポージャー方式						
1－2	標準方式				1.4		
［同左］							

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　項番１－１「カレント・エクスポージャー方式」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十六条の二第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十六条の二第三項各号に掲げる額を、それぞれ記載すること。

ｂ　項番１－２「標準方式」の項には、自己資本比率告示第五十六条の三の規定により標準方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第五十六条の三第一項第一号の算式において1.4を乗ずる前の額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

［ｃ～ｆ　同左］